

令和5年度

第11回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

第11回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月8日(木) 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 農業委員 出席委員 10人

委員	1番	板橋	利行
	2番	石井	宏
	3番	小沢	伊知郎
	4番	朝倉	一江
	5番	太田	裕士
	6番	山野	孝一
	7番	岡崎	博一
	8番	神澤	晶子
	9番	小川	治夫
会長	10番	石橋	弘嗣

4. 農地利用最適化推進委員 6人

1番	久保田	章
2番	富田	憲一
3番	皆川	佳広
4番	石井	悦史
5番	大滝	與鷹
6番	平田	秀行

5. 議事日程

1 議事録署名委員の指名

2 会議書記の指名

3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について 2件

議案第3号	令和5年度第7次農用地利用集積計画の決定について	3件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について	1件
報告第2号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分)	16件
報告第3号	農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について	1件
報告第4号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	6件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	藤城 久保
次 長	舘野 裕之
主 査	大山 幹夫
主 任	地村 環
主任書記	五木田 将也
書 記	土田 啓介

7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和5年度第11回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中10名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席7番の委員、議席8番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の大山主査、土田書記を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第4班で、議席7番の委員、議席8番の委員です。</p> <p>農政関係は、第2班で、議席3番の委員、議席4番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第3号までと、報告第1号から報告第4号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1件でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい、議長。</p>

議長	はい、事務局長。
事務局長	<p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案書の1, 2ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和6年1月25日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は山林で現況は畑、面積は199平方メートル外1筆で合計面積は303平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、分家住宅の建築を目的に使用貸借権の設定をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきましては、ご報告をお願いします。</p>
議席6番の委員	はい、議長。
議長	はい、議席6番の委員。
議席6番の委員	<p>現地調査は、令和6年1月31日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、タムス市川リハビリテーション病院の東側、概ね250メートルに位置し、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にともなう周辺農地への影響ですが、コンクリートブロックを設置し土砂の流出を防止します。</p> <p>汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、雨水と併せて前面道路側溝</p>

<p>議 長</p>	<p>に接続し、排水します。</p> <p>また、埋め立てはありません。</p> <p>譲渡人は、要望により使用貸借権の設定をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、市内に居住する個人です。</p> <p>土地選定にあたり、市街化と非農地を検討しましたが、希望に沿う土地が見つからず、譲渡人である父に相談したところ、今回の申請地に建てられたらいいのではと提案を受け申請に至ったとのことでした。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、借入金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和6年3月25日に着工し、完了は令和6年9月25日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと</p>

議 長	<p>思われます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、2件でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事務局長	<p>議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書の3、4ページをお願いいたします。</p> <p>令和6年1月5日付け及び令和6年1月19日付けで、生産緑地法第10</p>

<p>議 長</p>	<p>条の規定に基づき市川市長に買取り申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が2件提出されたものでございます。説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席1番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席1番の委員。</p>
<p>議席1番の委員</p>	<p>議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和6年1月30日に第1班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、千葉県立市川昂高等学校の南側に位置した畑1筆で525平方メートルです。</p> <p>主に申出人の父が農業に従事していましたが、令和5年8月に死亡し、今後、農業経営を縮小することから、今回の申請に至ったとのことでございます。</p> <p>死亡した者の農業従事日数は、年間250日です。農家基本台帳で確認いたしました。</p> <p>このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。</p> <p>(2)の申請地は、奉免公民館の東側に位置した山林及び畑、合計7筆で、合計面積は7,187平方メートルです。</p> <p>主に申出人の父が農業に従事していましたが、令和5年6月に死亡し、今後、農業経営を縮小することから、今回の申請に至ったとのことでございます。</p> <p>死亡した者の農業従事日数は、年間200日です。農家基本台帳で確認い</p>

議 長	<p>たしました。</p> <p>このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、(1)について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(1)は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、(2)について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(2)は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「令和5年度第7次農用地利用集積計画の決定につい</p>

<p>事務局長</p>	<p>て」、3件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、事務局長。</p> <p>議案第3号「令和5年度第7次農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。 議案書の5、6ページをお願いいたします。 本件は、令和6年1月19日付けで、市川市長より令和5年度第7次農用地利用集積計画（案）が、3件提出されましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。 説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席2番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、議席2番の委員。</p>
<p>議席2番の委員</p>	<p>議案第3号「令和5年度第7次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。 現地調査は、令和6年1月30日に、第1班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。 今回は、3件の農用地利用集積計画案でございます。 はじめに1番について、借り手は北国分在住の方です。 堀之内在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p>

<p>議 長</p>	<p>申請地は、市立市川考古博物館の東側に位置した畑2筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>合計面積は、2,000平方メートルで、設定期間は、3年間です。</p> <p>現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和5年度第7次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>続きまして2番について、借り手は東京都江東区在住の方です。</p> <p>大野町在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p> <p>申請地は、北総線大町駅の南側に位置した畑1筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>面積は、1,223平方メートルで、設定期間は、3年間です。</p> <p>現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和5年度第7次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>最後に3番について、借り手は大町在住の方です。</p> <p>大町在住の貸し手の方が所有する農地を賃貸借するものです。</p> <p>申請地は、市川市霊園の北側に位置した畑4筆、現況は「樹園地」でございます。</p> <p>合計面積は、3,218平方メートルで、設定期間は、2年間です。</p> <p>現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回賃貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和5年度第7次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>第1班から調査報告をしていただきました。</p>
------------	---

各 委 員	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>なし。</p> <p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「令和5年度第7次農用地利用集積計画の決定について」、1番から3番について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、報告いたします。</p> <p>議案の7ページをお願いいたします。</p> <p>令和5年2月13日付けで相続が発生し、相続人からは、令和6年1月26日に権利取得の届出がありました。</p> <p>なお、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>

議長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」(事務局長専決分)、16件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長において専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案の9ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和6年1月4日から1月30日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は、10件、10筆、2,179.92平方メートル、第5条の届出は、6件、8筆、1,219.59平方メートルで、第4条と第5条の合計は、16件、18筆、転用面積は、3,399.51平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては10ページから13ページまでの記載のとおりです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	報告第3号「農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出

<p>議長</p>	<p>について」、報告いたします。</p> <p>議案の15ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和6年1月17日付けで、申請者から届出があり、土地の所在は柏井町、面積は366平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。</p> <p>申請地は、農道（通作路）とするため、農地法施行規則第29条第1号に規定する農地利用の増進に該当することから届出を受理しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、6件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、報告いたします。</p> <p>議案の17ページ、18ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和5年12月6日から令和6年1月11日までに申請のあった6件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p>

	<p>これで、令和5年度第11回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。</p>
--	---